

< 診療報酬改定に伴う注意事項 >

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。下記の事項に則り診療を行って参りますので、ご理解いただけますと幸いです。

▼一般名での処方・後発医薬品の使用

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また、患者様のご希望により後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択される場合には、薬局にて選定療養費として特別料金のご負担が必要になります。

▼長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態と担当医の判断により、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することができます。※病状等により対応できない場合があります。

▼夜間・早朝等加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

▼医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さまの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

▼医療DXの推進（電子的診療情報連携体制整備加算・遠隔電子処方箋活用加算）

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

▼情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、8日以上 of 処方、向精神薬については処方できません。また、情報通信機器の運用費が別途必要です。

▼外来感染対策向上加算・連携強化加算

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状のある患者の受入れを行っています。また、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策に参画するなど、感染対策に努めてまいります。

▼機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理の関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保険・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。



医療法人 横濱浩鳳会

桜木町・横浜内科リウマチ科

Sakuragicho Yokohama Clinic : Primary care and Rheumatology